

税の申告が始まります

市・県民税

2月16日(金)～3月15日(木)

※土日を除く

所得税(簡易なもの)

2月16日(金)～3月2日(金)

※土日を除く

会場 生涯学習センター 時間 午前9時～午後3時30分

※生涯学習センターの開館時間は午前

8時30分です

※申告期間当初は大変混み合います
次の人には、久留米税務署で確定申告をしてください

- 営業、不動産の所得がある人
- 土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人

注意事項

- ①収支内訳書などの添付書類は提出用、控えともにご記入ください
- ②申告内容により相談の順番が前後する場合があります
- ③確定申告書の控えに受付印は押印されません
- ④記入済みの確定申告書は久留米税務署へご郵送ください
- ⑤3月3日以降の所得税の申告は久留米税務署でお願いします

校区公民館などでの申告(市・県民税のみ)※所得税の確定申告は受け付けていません

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
2月1日(木)	御原校区公民館	古飯、宝城北、二タ	稻吉、下岩田、二森
2月2日(金)	くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上 上岩田	花立、今隈、吹上、立石 干瀬、下鶴
2月5日(月)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月6日(火)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢(あすみを含む) 新島、西島
2月7日(水)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月9日(金)	あすてらす ^(*)	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西

(※)味坂校区公民館が工事中のため、味坂校区の会場は「あすてらす」となります

申告のときに必要なもの

□印鑑

□平成29年中の所得が証明できるもの

【給与所得者・年金受給者】

源泉徴収票、給与明細書、雇用主による給与支払明細書など

【その他の所得者】

収支計算書、現金出納帳、売掛帳など

□マイナンバー・本人確認書類

【マイナンバーカードを持っている人】

マイナンバーカードのみ

【マイナンバーカードを持っていない人】

次の①②から1つずつ持参

①マイナンバー確認書類

通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど

②本人確認書類

運転免許証、パスポート、健康保険証など

□【日本国外に居住する親族を扶養(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除の適用)している場合】

親族関係書類、送金関係書類

□【所得税の還付を受ける場合】

金融機関の口座情報(申告者名義)

□【雑損控除を受ける場合】

消防署や警察署などの証明、損失額や保険などで補てんされた金額の証明書

□医療費控除

(1)【医療費控除を受ける場合】

医療費控除の明細書、医療保険者などの医療費通知書(医療費のお知らせなど)、医療費の領収書

(2)【セルフメディケーション税制を受ける場合】

セルフメディケーション税制の明細書、健康の保持増進や疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(健診の領収書や受診証明など)、医薬品購入費の領収書 ※事前に合計金額を計算してください ※後期高齢者健診の受診証明の発行はP5参照

□【社会保険料控除を受ける場合】

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納付証明書、国民年金保険料の領収証、その他社会保険料控除証明書

□【寄付金控除を受ける場合】

都道府県・市町村・特別区が発行する領収書または都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部などが発行する領収書

市・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、小郡市に住所を有する人で、平成29年の状況が次に該当する人

1. 営業等、農業、不動産、雑、一時などの各種所得があつた人や土地建物などを売却した人で、所得税の確定申告が不要な人
2. 給与所得者で次に該当する人①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
3. 給与所得以外の所得がある人
4. 医療費控除などを受ける人
5. 年末調整は済んでいるが控除の追加(変更)がある人
6. 年金・恩給などの公的年金等の申告の必要があります
7. 年の途中で退職し、年末調整していない人
8. 受給者で次に該当する人①公的年金以外の所得がある人②社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを受けける人
9. 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入がある人

市・県民税の申告は忘れずに

申告をしないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園申請などに必要な所得(非課税)証明書が発行できない場合や国民健康保険税の軽減対象となる人は軽減が受けられない場合があります。

なお、昨年、市・県民税の申告をした人は、申告書を郵送します。

★久留米税務署では所得税の還付を受ける申告を受け付け中です。

年金所得者に対する確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です

※所得税の確定申告が不要な場合であっても、以下に該当する人は市・県民税の申告が必要です

- ①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除および障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害者等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

- ※ただし、次に該当する人は、市・県民税の申告は不要です
- ア. 所得税の確定申告をする人
イ. 平成29年中に全く収入がなく、かつ同一世帯の人の所得税、市・県民税の申告書に扶養家族として記載されている人
ウ. 平成29年中の所得が給与または公的年金(非課税所得年金、雑年金は除く)のみで、その支払報告書(源泉徴収票)が市に提出されている人
6. 収入がなく扶養に入っていない人
5. 市外に住んでいる家族の扶養に入っている人

久留米税務署からのお知らせ

★医療費控除は、平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書はご自身で5年間保存する必要があります。

★確定申告相談会場をご利用ください

申告会場 久留米税務署
設置期間 2月16日(金)～3月15日(木)
受付時間 午前9時～午後4時
※土・日曜日は休みとなります

※税務署駐車場は大変混雑します。事故防止などのため、満車時の国道上の入場待ちはご遠慮ください。ご協力をお願いします

★税務署に申告書などを提出する際は、【マイナンバー(個人番号(12桁))の記載+本人確認書類の提示または写しの添付】が必要です。

★申告書の提出・納税の期限は、

所得税・贈与税 3月15日(木)まで
個人事業者の消費税 4月2日(月)まで

★確定申告は、電子申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

□久留米税務署☎32-4461(自動音声でご案内します)